

平成30年白老町議会産業厚生常任委員会協議会会議録

平成30年11月 9日（金曜日）

開 会 午前11時38分

閉 会 午後 0時10分

○会議に付した事件

1. 国道36号拡幅（字社台）に係る協議経過について
 2. 汚水処理施設共同整備事業に係る事業進捗状況について
 3. 国道36号拡幅（字社台）に係る光ケーブル移設工事の協議について
-

○出席委員（5名）

委員長	広地紀彰君	副委員長	本間広朗君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	松田謙吾君		

○欠席委員（1名）

委員 山田和子君

○説明のため出席した者の職氏名

上下水道課長	池田誠君
上下水道課主幹	庄司淳君
上下水道課主幹	吉田守君
上下水道課主査	瀬賀光子君
上下水道課主査	土崎誠君
総務課長	高尾利弘君
総務課主査	菊池人氏君
総務課主任	鍵井昭太君

○職務のため出席した事務局職員

主査	小野寺修男君
書記	葉廣照美君

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより産業厚生常任委員会協議会を開会いたします。

（午前11時38分）

○委員長（広地紀彰君） それでは協議内容といたしましては3点、記載のとおりでございますので、まず担当課より説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） まず初めに視察や会議等で大変体力的にもちよっとご苦勞されている中、お時間を取っていただきましてありがとうございます。

上下水道課で今、大きな2つの事業を進行しております、まだ協議経過が途中の部分もありますが、事前に情報をお知らせした中で私たちも必要な事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、お時間をいただきましてご説明させていただきたいと思っております。

それでは早速、議題が2つあるのですけれども、まず①国道36号拡幅に係る協議経過についてからご説明させていただきたいと思っております。1枚めくっていただきまして、国道36号拡幅（字社台）に係る協議経過についてです。

1、対象範囲につきましては、次のページにA3版の図面を付けております。苦小牧側より別々川から白老側に向けては社台の神社を抜けた部分の片側1車線の部分を国のほうで国立博物館が開設するまでという目標で片側2車線化にする計画でございます。

2、協議の経緯についてでございます。国道36号の字社台、別々川より社台神社前までの片側1車線区間（全長2,200メートル）を、国立博物館開設に向けた渋滞緩和を目的として、国が片側2車線とする方針が示されましたことに伴い、道路敷地内に支障となる水道及び下水道の埋設施設を移設するよう求められておりました、平成29年度より協議を続けてきております。ただ、この中で大きな課題としましては、国道を拡幅することに伴いまして、車道内8カ所ほどマンホールが存在することになります。国からは、これを全て車道外に移設するよう求められていたのですが、移設に伴う費用面、こちらは補償費が100%いただけないということで協議をいただいております。また工期や該当地の地盤などについて課題があることから、車道内での占用をとらせていただくことを前提に協議を継続してきました。この関係で、つい最近ようやくある程度の方針が見えてきたところでありまして、本件を含めて協議経過についてまた説明させていただきます。

3、協議経過についてでございます。まず項目としては、（1）水道関係になります。こちらは水道管の移設ということで、先ほどお示しのあった全長2,200メートルのうち、平成30年度分としましては約405メートル、31年度については約2,070メートルの水道管を移設する予定でございます。このうち平成30年度施工分につきましては、全額補償対応の予定となっております。水道管移設にかかる付帯設備として消火栓の移設が30年度については2基ございます。

続きまして、（2）下水道の関係ですが、今、申し上げたとおり、①道路上のマンホールの移設

ということで、場所としましては蛇の目寿司さんのちょうど目の前あたりから 200 メートルの区間で、約マンホールが 8 基、車道内に入る予定ではあるのですが、こちらの部分につきましては条件つきでそのまま占有させていただくということで協議を進めております。②マンホール高さの調整につきましては、今のところ全ての路線の中で 30 基ほどマンホールの高さの上げ下げが必要になります。この部分につきましては、町が実施で補償がないということで、こちらにつきましては平成 31 年度の予算で実施することを検討してございます。合わせて、③国道の雨水排水と交差する本管の移設が何カ所か出てきておまして、こちらにつきましては私どものマンホールを移設をしないような形でできないかということで、現在、継続で協議中でございます。④公共ますの移設です。こちらにつきましては国道が拡幅することに伴いまして、各家庭の公共ます、入口まで町で管理しているますがありますので、その移設を求められておまして、こちらにつきましても町が実施するのですけれども、今のところ全額補償対応の予定となっております。

4、今後の対応につきましては、平成 29 年度中の協議においては、移設の工事関係は平成 31 年度に行うということで双方合意していたのですが、国が平成 30 年度中に一部区間の事業を着手するというので、支障となる町所有の施設についても早期に移設することを求められております。今の協議経過につきましては先ほど申し上げたとおり、水道管の移設が 405 メートルで管の延長はちょっとまだ違うのですけれども、その部分につきましては早期に施行したいと考えています。11 月早々に議会がありましたら、その中で水道のほうの部分については提案させていただきたいと思えます。そのほかの協議事項につきましても体制が整い次第、新年度予算、あるいは補正の提案をした中で対応していきたいと考えてございます。①国道 36 号拡幅に係る協議経過については以上でございます。

○委員長（広地紀彰君） では、まず国道拡幅に係る協議経過について、質疑のある方はどうぞ。森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。内容は大体理解したのですが、1 点だけ詳しく説明を願いたいたところがあります。3、協議経過、（2）下水道関係の①で条件つきで移設なしとのことですが、この条件の部分をもう少し詳しく説明をしていただきたします。

○委員長（広地紀彰君） 池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 本来ですと道路法の 71 条に関連して全部移設してくださいというのが最初のスタートで、それに対して金銭的な部分が相当高額になるので、それを占有していただきたいということでお話をさせていただいて、今のところはマンホールは車道内に置いてもいいということでは、契約は交わしていないのですけれども、おおむね了解をいただいています。ただ、いつまでには移設してくださいということは明記させていただきますということではいわれております。

いずれは移設しないとだめなののですけれども、そのスパンが 5 年後だとか、3 年後ということではなくて、今のお話の中では 10 年くらいのスパンの中で移設をするような形を求めますとはいわれています。ただ、それ以降、10 年たったときにまたうちが移設できるかできないかは、その際にまた協議させていただきますということでお話をさせていただいています。

○委員長（広地紀彰君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。10年ぐらいでまた移設するかもしれないということなのですが、国道を走っていて道路の中にマンホールがあるというのは、あそこは国道36号線で交通量が多いと思うのですが、2車線になったら60キロ規制になると考えられるのですが、その交通に対する影響というのは考えられるのでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 当然、国のほうからはそういう安全面を考えて移設してくださいというお願いではあるのですが、道路を走っているとマンホールが全て車道外に出ているというわけではないので、そのためには若干マンホールの高さを調整したりですとか、跳ね上がって車に支障が出ないように施工だとかというのは求められてくると思います。そのために②マンホール高さ調整という事業を町のほうで実施させていただく考えでいます。

○委員長（広地紀彰君） ほかの委員で質疑ございませんか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。今の関連した話なのですが、道路上のマンホールというのは下水道の関係ですよね。ということは、道路なりに本管というか、入っているところのマンホールですね。では将来的にそのマンホールを移設しますとなったら、その本管との取り次ぎや何かも全て移設しなければならないのですか。またすごい大がかりな工事になると思うのだけれども、それだったら管路は代えないまでもマンホールのあり方というか、本来はマンホールというのは真っ直ぐきているものだけれども、上部をボックスカルバートのものにでも施工できるような方法はないのかと思ったりもするのです。もしそれができるのであれば、今の工事の中でやったほうが、後々交通規制をかけていろいろなことをやるぐらいの思いでやるのだったら、そういう施工が可能であれば今の時期に一緒にやったほうが良いような気がするのですが、その辺についての考え方は検討したことがあるのでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 当然、氏家委員おっしゃられたとおりのことは我々の中でも検討したのですが、社台のところの地盤でいうと、砂地でちょっと掘ると地下水が出てきます。だから移設する部分でいくといろいろな条件が出てくるので、まず我々が移設する条件であれば設計の関係だとかを予算をかけて調査をするところだったのですが、逆に我々のほうの部分ではそれらも含めた中でずっと占用させてもらえないですかという話をさせていただいています。というのは、ほかのところでも車道内にマンホールをそのまま占用させていただいて条件は何もついていないのです。だから最近新しく国道を拡幅するだとかという部分は支障があったらどけなさいという話なのですが、基本的にはそこにマンホールを車道内に置かせていただくと、10年後にもまたその期間を延ばさせていただけないかという含みもあって話はさせていただいています。ただ、その前提では国のほうから移設してください、我々設計したからこの金額で移設してくださいといわれた金額については、資料はいただいているのですが、大体1億2,000万円かか

ります。それで補償費は7,000万円から7,500万円ということで、それが無事にその設計どおりに工事ができたとしても、我々が一般財源として持ち合わせないといけないのが4,000万円とか4,500万円とかという金額になります。今の財政の中でその部分の費用が出せるとなると、ほかのマンホールだとか、下水道管が今、交差するところも国のほうでよけてくれという話をしているのですけれども、これができるのだったらほかもできるでしょうといわれたら同じ条件でマンホールを全部動かさないといけないことになります。水道は今、何千万かの事業で収まるような試算でありますけれども、下水の管をずらすと億単位のお金がかかるので、その前提としてお話をさせていただいて、今、10年スパンだという話も実際、今、取り交わしのある中で、いつまでというのはまだ回答はいただいているのですけれども、今の担当者同士の話の中ではそれも含めた中でずっと置けるような条件も含めてということでお話をさせていただいています。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） それでは、例えば10年後のまた協議の中でそういった物事が運ばれるというか、進むという考え方はわかりました。

○委員長（広地紀彰君） ほかの委員で質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） ないようですので、②汚水処理施設共同整備事業に係る進捗状況について、引き続き説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 続きまして、②汚水処理施設共同整備事業に係る進捗状況について、ご説明いたします。こちらにつきましては、本年度9月議会においてM I C S事業の補助事業が確定したことに伴いまして、財源の振りかえの議決を承認いただいたところでございます。本事業につきましては、29年から31年度の3カ年事業となっております。まず、1、M I C S事業とはということで、こちらのほうにつきましては、いろいろご説明させていただいているとは思いますが、おさらいの部分で簡単に説明しますと、M I C Sとは、汚水処理にかかる部分がある省庁、いろいろな処理方法があるのですけれども、それを一まとめにするということで公共下水道の処理過程の一部を当て込むということで補助事業が全体の工程を新設しなくてもよくなるということで事業費がそれほどかからないという部分と、し尿と汚水処理と下水道の処理が一括でできるということで事業を進めさせていただいているところでございます。1枚めくっていただきまして、再度確認なのですが、資料1のところは黄色い色で塗られている部分が、し尿処理でバキュームが入ってきて、それを受け入れる施設ということで、これが効果促進事業といわれております。それからピンク色で書かれているM I C S対象の汚泥混合調整槽というのが、基幹事業となります。いずれも2分の1以上の補助をいただいて実施するものでございます。こちらの2カ所の事業ということで、3、施設改築に係る事業費ということで、基幹事業と効果促進事業とに分けさせていただいております。29年度は2,379万1,000円の実施設計と価格調査をもう既に実施してございます。効果促進事業につきましても1,059万8,000円の委託を実施してございます。今

年度から土木施設から事務費・施行監理費等も含めまして、ご覧の金額が総額ですけれども、この3カ年で4億1,742万6,000円ということで、当初概算でお出しさせていただいている5億4,200万円よりは減額という形になってございます。右側の効果促進事業につきましても、今年度の配当につきましてもは4億7,410万8,000円ということで、こちらのほうにつきましてもは基幹事業の減額した部分が効果促進事業分に振りかえられているということになります。合計額としましては、当初概算で積算した部分では9億170万円という計画でしたが、この部分が8億9,153万4,000円ということで、若干配分額としては30年度の配分が若干抑制されて、31年度の部分の事業費が上がっているような形になってございます。ここの部分にかかる、4、事業費に係る財源内訳でございますが、補助金、下水道事業債のほかに、今回も9月補正でご承認いただきました過疎債が対象になるということで、こちらのほうを当て込んでございまして補助金、下水道事業の起債と過疎債、あと残り分は一般財源という形になってございます。このような形で30年、31年度、2カ年の事業で今回事業をとり進めていきたいと考えております。事業の流れとしましては、9月の議決いただいた中で設計費がある程度まとまりましたので、これから公募型一般競争入札という形になってきまして、業者が確定しましたら12月の議会のほうで議決を得るような形になってございます。1件、これに30年、31年度の2カ年事業になってございますので、直近の議会で債務負担行為の31年分の許可をいただくような形で提案させていただきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（広地紀彰君） それでは、②污水处理施設共同整備事業に係る進捗状況について、質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 質疑なしと認めます。では、2点目も協議終了とさせていただきます。

それでは、3、国道36号拡幅に係る光ケーブル移設工事の協議について、総務課より説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 総務課ですから、本来所管は産業厚生常任委員会ではないのですけれども、今回国道36号線の拡幅に伴う支障物件ということで、こちらの会議のほうで説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。文章のほうにありますように、この国道36号線の拡幅に伴いまして、本町のブロードバンドを提供しております光ケーブルについて、今回移設を求めています。するということで基本的には本町の光ケーブルはN T T柱、北電柱に共架ということで、その電柱が国道拡幅に伴いまして電柱位置を変更しなければならないということになりまして、それに伴いまして本町の光ブロードバンドのケーブルを移設するということになります。二次占用ということですから、電柱が移設になれば、うちも移設しなければならないということになっております。それで現在、協議中のところも実は多いのですけれども、なかなかN T Tと国、ほくでんと国という協議の中で二次的にうちのほうはその協議が整い次第、工事費等が確定されるということもございまして、今回全体で国道拡幅される別々川から白老側の1車線のと

ころ全て 2,200 メートルあるのですけれども、こちらの電柱でいうと全部で 97 本ございまして、そのうち真ん中くらいの区間、賀谷さんのところぐらいの山側 410 メートルと海側が 360 メートル、ここについては移設の方法が決定しましたので、こちらを先行して移設の予算化も含めて対応を進めていきたいということでございます。国のほうは、平成 31 年度までにこの区間の工事を全て完了させたいということで進めておりますけれども、それに先立って移設については全て 30 年度中に実施するというので捉えておりますので、まずはある程度、工期の関係もございまして、移設方法の決まったところを今回、11 月 19 日には予算として提案させていただくということにしております。それと残りの部分もあるのですけれども、残りの部分については、まだ協議が整っておりません。移設の方法に電柱をずらしてからそのケーブルをそのまま使わずらすという方法と、新規にケーブルを購入して取りつけるという方法が 2 種類あるのですけれども、それは N T T なり、ほくでんのほうも現地調査がまだ終わっていない部分もございまして、そちらがおおむね決まってから予算化ということになります。それについては定例会 12 月会議の中で予算提案をさせていただきたいと考えてございます。事業全体としましては、先ほどもご説明したスケジュールといたしましては、全体的には今年度中に移設の工事を終わらせるという見込みで今のところ協議を進めているというところでございます。

それとお金の関係なのですけれども、補償金の部分でございまして。本来、一次占用については、移転補償というものが一部ですけれども出ます。本来は移転補償が二次占用ですので出ないというところなのですけれども、それについては今、開発局の公物管理課と協議を進めておりまして、なるべく出るような方向で財源確保をしていくというような中で協議を進めていきたいと考えています。ただ、事業が終わってからはじめて精算払いみたいなので、歳入のほうは 31 年度というふうにならざるを得ないのかというところでございます。ちょっと予算の説明も入ってしまいましたけれども、説明は以上でございまして。

○委員長（広地紀彰君） それでは質疑のあります方はどうぞ。

1 点だけ、多分、委員も思うところですが、そうしましたら 19 日の予算上程の際は、町費負担として上程されるということなのですか。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 19 日の分は、全額ということで今、財政課と協議をしています。残りの 12 月のときは、まだ継続中の協議がある程度、めどがつけばどのようにしていくかということでまた協議を進めたいと思います。いずれにしても今の協議の中ではケーブルの減価償却分は別としまして、工事費、人区に当たる部分はおおむね大丈夫ではないかというような開発局の公物管理課の方のお話もいただいておりますので、そのような方向になるように今後も要請していきたいと思っています。

○委員長（広地紀彰君） まだ未確定の部分も含めて、ある程度の見通しも踏まえた説明をいただいたところですが、各委員のほうから何かございますか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。やはり私の質問、二次物件というか、二次作業の部分の補償金の問題なのだけれども、本来は認められない話なのですね。だから今回のこの4車線拡幅工事というのは国あげてのそういう取り組みだから特別扱いということであれば、あまりこれ以上、私たちが突っ込んでいろいろ聞いたとしてもおかしい話になったら困るのです。

○委員長（広地紀彰君） 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時09分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） いずれにしても急ぐ工事だと思うので、そういった電柱移設、先ほど議論のあった、水道管だとか、そういったものの施設のまちとしてのやらなければいけないことはやはり早急にやっついていかないと、ほかの工事に影響するということになりますので、この辺は早期に対応して、業者さんもあるでしょうから、早期に対応していただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 質疑なしと認めます。

3点目についても終了とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） これをもちまして、産業厚生常任委員会協議会を終了いたします。

（午後 0時10分）